

## 第2回あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会 議事録

日時： 令和5年9月11日（月）

午後2時から

場所： あま市役所2階 A2、A3会議室

1 あいさつ

2 協議事項

(1) あま市障がい者計画並びにあま市障がい福祉計画及びあま市障がい児福祉計画策定に係る実態調査結果の報告について(資料1)

(2) 障がいのある人の現状及びサービスの提供状況について(資料2)

(3) あま市障がい者計画並びにあま市障がい福祉計画及びあま市障がい児福祉計画骨子案について(資料3)

3 その他

### 1 あいさつ

事務局： 皆様こんにちは。定刻となりましたので始めたいと思います。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。それでは只今から第二回あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会を開催させていただきます。今回の策定委員会はあま市審議会等の会議の公開に関する要綱第三条に基づき公開で開催いたします。傍聴人の方につきましては受付でお渡しいたしました傍聴にあたっての遵守事項をお守りいただき傍聴頂く事になっております。今のところ、まだ本日はお見えになられておりません。また本日はあま市社会福祉協議会会長服部委員、あま市中心障害児者保護者会会長静谷委員が所用のためご欠席の連絡を頂いております。それでは、開催にあたりまして吉田委員長からご挨拶を頂きたいと思っております。お願いします。

委員長： 皆様こんにちは。本日はお忙しい中、第二回あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会にご出席頂きまして誠にありがとうございます。今回の委員会は次第を見て頂きますと分かりますように、前回行いましたアンケート調査等の報告、障がい福祉の現状及びサービスの提供状況、そして計画等策定の骨子案について委員の皆様方のご意見を頂戴いたしたいと考えております。それでは議事が円滑に進むようにご協力をお願いいたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局： ありがとうございます。最初に本日の資料の確認をお願いしたいと思います。

(資料の確認)

資料の配布漏れはありませんでしょうか。それでは先に進めさせていただきます。ここからは委員長に議事の取り回しをお願いしたいと思います。委員長よろしく願いいたします。

委員長： それでは着座にて失礼致します。さっそく議題に入ります。協議事項(1)、あま市障がい者

計画並びにあま市障がい福祉計画及びあま市障がい児福祉計画策定に係る実態調査結果の報告についてを議題といたします。説明を事務局よりお願い致します。

## 2 (1) あま市障がい者計画並びにあま市障がい福祉計画及びあま市障がい児福祉計画策定に係る実態調査結果の報告について

事務局：《事務局より説明（資料1）》

委員長： 只今事務局より説明がありましたが、今のご説明の中で何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。ありましたら挙手でお示してください。では太田委員お願い致します。

太田委員： 30ページの災害時の避難、問50ですけど、全体のところにありますn数が249とありますが、これは830でしたよね。ほかの設問の中も830になっています。前回の資料を見ても、前回の同じ設問では1000いくつとかになっていますので、249は少ないと思いますがいかがでしょうか。

委員長： 30ページの問50に回答された回答者数が、他は830、回収したアンケートの数となっているけれど、全体の数が249というのは少ないのではないのかというご質問でよろしいでしょうか。

太田委員： はい。

委員長： では事務局の方よろしくお願いします。

事務局： すみません、こちらはn、全体の数は830が正しいです。その中で「できる」が249でしたので、「できる」と答えた方の数字が誤ってここに入ってしまったっております。申し訳ございません。記載間違いでございます。

委員長： これはn=830なのか、それとも「できる」のうち、身体障害者手帳をお持ちの方々が166とか、そういう意味ではないですか。

事務局： そうですね、下はできる方の割合が記載してありますが、右のグラフは「できる」「できない」「わからない」という方の割合になります。全体nの数字は830が正しく、その下の身体障害者手帳、療育手帳の数もそれぞれ、前の設問と同じ様に身体障害手帳では469、療育手帳では82、精神障害者保健福祉手帳では118というのが正しい数字になります。

太田委員： 「できる」という数が誤ってnの数字に入ってしまったのですね。全体のうち「できる」数の249。右のグラフの割合はアンケート回答数全体830の割合を示しているということですね。

事務局： はい。パーセントとしてはこの数字が正しく全体では830人のうち30%が「できる」、43.4%ができないという回答になります。

太田委員： 問50で「できない」という方が非常に多いですが、本来こういう調査をして、避難ができない、わからないという方が多いので、このようなことに関して計画とか目標に入れて実行していく、改善していくのが本来の計画、福祉計画ではないかなと思うのですが、そういったことも今後取り入れていただきたいと思います。

事務局： 避難につきましては、後ほどご説明させていただく骨子案で、防災について記載している部分がございます。避難行動要支援者名簿等について計画を立てていく、という予定でありますのでよろしくお願いします。

太田委員： これはなかなか福祉課だけではやれないと思いますので、危機管理課と連携をとって進めていただきたい。

委員長： ありがとうございます。他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

委員長： では、私の方から。実態を教えてくださいなのですが、18ページ、日中の過ごし方で、福祉施設、作業所等に通っていらっしゃる方が増えているというご報告がありました。その前の問29では公共交通機関が少ないというのが回答の中で増えてきている。そうすると、福祉施設、作業所等に通っていらっしゃる方の交通手段、移動手段について実態はどうなっているのでしょうか。

事務局： 何かしらの調査をしたわけではないのですが、感覚としては概ねA型事業所やB型事業所では送迎をする事業所がほとんどで、駅が近い事業所ですと送迎が無い場合もありますが、基本は事業所の送迎のサービスを利用されていると思います。

委員長： それは精神障がいをお持ちの方も同様であるという理解でしょうか。サービス事業所調査の38ページで、それぞれの事業所が経営上の理由で改善したい事の中に、利用者の確保が57.1%となっている。送迎をするとしても、利用者確保するのは難しいと読み取ってよろしいでしょうか。

事務局： 利用者の確保につきましては、多くの事業所が送迎をしており、送迎をしている事が差別化にはつながらないと考えられますので、送迎以外の支援での差別化をはかれないとA型、B型に関しては利用者の確保は難しいという現状があるかと思えます。また、事業所の数が全体的にかなり増えていまして、特にA型、B型については年々増えている状況ですので、その中で利用者の確保、職員の確保、どちらにしても人の取り合いというのはなかなか熾烈なものになっていると感じております。

委員長： 吉川委員これについて何かご意見、情報提供ありますか。

吉川委員： 子どもの分野なんですけど、放課後等デイサービスはあま市内でもすごく増えています。なので、保護者の方が選べる所はすごくあると思うのです。基本的に福祉サービスとしてここまでやりなさいというのは国で決めているので、事務局が言われたような内容にはなってくると思うのですが、ずっと見ていくと、事業所数が多い、でもさらに増えている、職員が足りない、ご家族は事業所を選べる。ここが全部リンクしていて悪循環になってきている。なので、そろそろ事業所がどこまで必要なのかというのをあま市が精査していくことも必要なのかなという気がします。

委員長： ありがとうございます。ほかにご意見ご質問等ございませんでしょうか。

渡邊委員： 質問と言っていいのか、全体で例えば32ページで障がい者が地域や社会に積極的に参加していくためにはどのようなことが大切ですかと尋ねている。参加しやすい配慮と、障がい者自身の積極性と、それから先程言われました災害時の避難できないというのが43.4%。一方、市がやっている障がい者に対する配慮というものは7割が配慮されているよと、ここらへんから考えると、例えば1ヶ月ちょっと前のNHKのニュースで、いわゆる参政権、障がい者が投票に行く、今までの投票を見ると、障がい者は42.6%ですよという数字を言っていた。そのことに対して、この数字をどのように我々は考えないといけないかなと。障がい者を放っておいたわけではないし、でも色々な要件もあるだろうし、行政も行政としてやっていることもあるし、どのように我々自身が考えなくてはいけないのか、そういう機会って必要じゃないかな。だけど今回のこのアンケートには社会参加という、1つの権利、選挙に対する参政権と言っていいのか、いずれにしてもそういう事に対しての啓発というのか、障がい者が一番投票率が高いと言えるような方向のあるものに持っていかなければならない。実際はそういうものに反映していかないといけない。いろんな観点から見ると、どんなふうこれから展開していったらいいか、どのようにしていけばいいかなと思いました。

委員長： 今の渡邊委員のお話に関しまして事務局の方からご意見を。

事務局： おっしゃられましたように、最近NHKで取り上げられた投票率の問題といった参政権の課題は社会的に広まってきているところがございます。災害についてもですが、障がい福祉の部局だけではなかなか解決しないことも増えてまいりまして、他の関係部局、機関との連携というのも必要で、今後の課題であると感じております。投票については、選挙管理委員会でも以前から公職選挙法に基づいて投票所の問題に対して取り組んでおりますが、なかなか投票率に結びつかないということもございます。我々としましても社会参加という点で、関係機関と連携を取りながら、良い方向に進めていくことができればと考えております。選挙に限らず防災についても、関係部局、関係団体、地域の皆さんと話をさせていただいて、深く掘り進めていければ思っております。

委員長： ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。では私から、問46の成年後見制度を知っていますかという内容ですが、地域福祉計画、そちらの委員会でも市民のみなさんにアンケートを取っていらっしゃいませんか。その中に権利擁護について設問があったと思います。今回は障がいをお持ちの方々にこの問を投げかけていますが、地域福祉計画の方では、どのような回答の集計結果が出ているのかということ、一度比較していただけるといいかなと。障がいをお持ちの方はこのように理解されているが、広く市民の方はこういうふうにとらえているとか、一緒なのか違うのか、それは是非知りたいなと思うところであります。

委員長： 他に委員の皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。他にご意見、ご質問無いようですので次に進めさせていただきます。協議事項の(2)障がいのある人の現状及びサービスの提供状況ついてを議題といたします。

## (2) 障がいのある人の現状及びサービスの提供状況について

事務局：《事務局より説明(資料2)》

委員長： それでは只今事務局よりご説明ありましたがこれに関しまして委員の皆様からご質問ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ご意見、ご質問無いようですので次に進めさせていただきます。続きまして協議事項(3)あま市障がい者計画並びにあま市障がい福祉計画及びあま市障がい児福祉計画骨子案について、資料3を議題といたします。

## (3) あま市障がい者計画並びにあま市障がい福祉計画及びあま市障がい児福祉計画骨子案について

事務局：《事務局より説明(資料3)》

委員長： ご意見、ご質問ありますでしょうか。ご意見ご質問無いようですので議題3に移らせて頂きます。

## 3 その他

委員長： 議題3、その他、委員の皆様何かございますでしょうか。事務局より何かございますか。

事務局： 次回の予定についてお知らせをさせていただきます。次回の第三回策定委員会は、11月24日金曜日午後2時からの開催を予定しております。

委員長： 委員の皆様お忙しいと思いますが、日程確保をお願いいたします。それでは、本日の委員会は閉会とさせていただきます。